

出席停止となる感染症一覧表

- ・これらの感染症またはその疑いのある場合は、学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止となります。
- ・感染性胃腸炎やマイコプラズマ肺炎等の停止期間が定められていない感染症については、受診した際、いつから登校してよいかを医師に確認してください。

病名	症状	出席停止期間
インフルエンザ	悪寒、高熱、頭痛、全身のだるさ	発症後 5 日かつ解熱後 2 日を経過するまで
新型コロナウイルス	発熱、咳、頭痛、のどの痛み、無症状	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで出席停止
麻疹(はしか)	発熱、咳、鼻水、結膜炎、コプリック斑	解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺の腫れ・微熱	耳下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹(三日はしか)	発熱・紅い発疹	発しんが消失するまで
水痘(みずぼうそう)	発疹(紅い発疹→水疱)	全ての発しんがかさぶたになるまで
百日咳	特有な咳が続く	特有な咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
咽頭結膜熱・ アデノウイルス感染症（プール熱）	高熱・咽頭の発赤 せき・鼻水・結膜炎	主要症状が消退した後、2 日を経過するまで
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎・発熱 ※プール熱と似ている	医師の判断による
溶連菌感染症	発熱・扁桃腺の発赤 リンパ節の腫れ・莓舌	医師の判断による
手足口病	手足口の水疱・発熱	医師の判断による
伝染性紅斑(りんご病)	頬の赤み・手足の発赤	医師の判断による
感染性胃腸炎(ウイルス性)	嘔吐・下痢	医師の判断による
マイコプラズマ肺炎	発熱・咳・発疹	医師の判断による
ヘルパンギーナ	発熱・のどの痛み	医師の判断による
結核	発熱・咳	感染の恐れがなくなつたと診断されるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	発熱・嘔吐・頭痛・けいれん	感染の恐れがなくなつたと診断されるまで